

建設コンサルタント等業務における社会保険等未加入対策について

建設コンサルタント等業務について、平成29・30年度入札参加資格審査（定期申請）から、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入を入札参加資格要件とします。

- ・社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）の申請は、受け付けません。
- ・社会保険等の加入義務者は、加入を証する書類の添付が必要となります。※1
- ・社会保険等の適用除外者は、加入義務がないことの届出書を添付のうえ、入札参加資格審査申請ができます。※2

※1 加入を証する書類は、原則として以下のとおりです。

●雇用保険

- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
- 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」のいずれかの写し

●健康保険・厚生年金保険

- 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
- 「領収証書」
- 「社会保険料納入証明（申請）書」
- 「資格取得確認および標準報酬決定通知書」のいずれかの写し

※2 加入義務がないことの届出書は、以下のとおりです。

●「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」（別紙）

ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、適用除外であることが確認できる場合は、本届出書の添付は不要です。

なお、届出内容について疑義が生じた場合は、関係機関に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。